確定申告書等作成コーナー

~申告書等作成のための操作の手引き~

株式等の譲渡 特定口座(源泉徴収なし)と一般口座 編



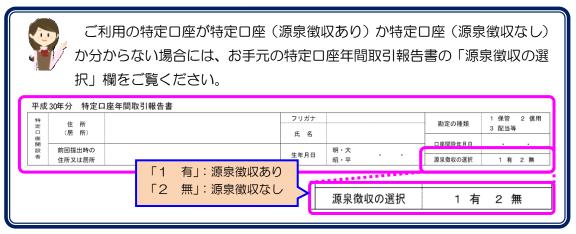
特定口座(源泉徴収なし)の譲渡益と一般口座の譲渡益を申告する場合の確定申告書の作成の操作手順を説明します(特定口座(源泉徴収あり)を申告する場合の操作手順は、操作の手引き「株式等の譲渡(特定口座の譲渡損失と配当所得等の損益通算及び翌年以後への繰越し)編」を併せてご覧ください。)。

なお、この操作の手引きは「**平成30年分 株式等の譲渡所得等 の申告のしかた(記載例)**」(国税庁HPからダウンロードすることができます。) の事例2に準じて作成しています。

税

特定口座(源泉徴収なし)の譲渡益と一般口座の譲渡益を申告する場合の操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

※ 特定口座(源泉徴収なし)とは、特定口座のうち、源泉徴収がされない口座のことです。



【事例】

私は、平成 30 年中にR証券西口支店及びS証券東口支店の特定口座(源泉徴収は選択していません。)で次の取引を行いました。

譲 渡 区 分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に 要した費用の額等	差引金額
上場分(R証券分)	1,400,000円	1,000,000円	400,000 円
上場分(S証券分)	1,000,000円	383,000 円	617,000 円
合 計	2,400,000 円	1, 383, 000 円	1,017,000円

また、T証券南口支店で次の上場株式の取引を行いました(特定口座は利用していません。)。

銘柄	株数	売渡日	売却金額	委託手数料	購入日	購入金額
D電気	1,000 株	1月18日	700,000 円	7,000 円	平成17年3月9日	900,000 円
E商事	1,000株	4月11日	1,000,000円	10,000円	平成 16 年 10 月 7 日	600,000 円



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従い、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「平成 30 年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」の事例2をご覧ください。

入力方法選択



「左記以外の所得のある方(全ての所得対応)」の『**⇒作成開始**』ボタンをクリックし、 「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

「よくある質問」の参照方法

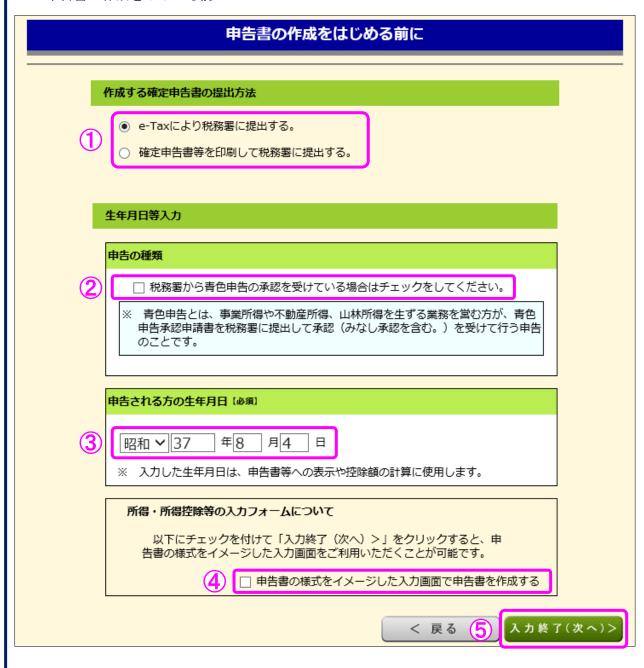


入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」 を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があ



2 申告書の作成をはじめる前に



① 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。

(これまでの画面で「印刷して書面提出する」を選択している場合には、表示されません。)

- ② 青色申告の承認を受けている場合は、「税務署から青色申告の承認を受けている場合はチェックをしてください。」にチェックします。
- ③ 「生年月日」を入力します。(これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。)
- ④ 申告書の様式をイメージした入力画面に基づいて収入等の入力を行う場合には、「申告書の様式をイメージした入力画面で申告書を作成する」にチェックします。
- ⑤ **『入力終了(次へ)>**』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力						
入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。 【をクリックすると、項目についての説明が表示されます。						
総合課税の所得 (単位:円)						
所得	の種類	入力・訂正 内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (2)から表示金額の説明を確認できます。)		
事業所得(営業・	農業) ?	入力する		2		
不動産所得 🔽		入力する		2)		
利子所得 <table-cell></table-cell>		入力する		2)		
配当所得 ?		入力する		2		
給与所得 <table-cell></table-cell>		入力する		2		
雑所得 ?	公的年金等	入力する		(2)		
維州得 4	その他	入力する		-		
総合譲渡所得 🕜		入力する		2		
一時所得 <table-cell></table-cell>		入力する		2		
	合計 ? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。					
分離課税の所得	<u>.</u>			(単位:円)		
所得0)種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (3)から表示金額の説明を確認できます。)		
土地建物等の譲渡所得 ?		入力する		2		
株式等の譲渡所得等 🛭 🚺		入力する		2		
上場株式等に係る配当所得等 🖸		入力する		2		
先物取引に係る雑所得等 🖸		入力する		2		
退職所得 🕜		入力する		2		
決算書・収支内訳書作成コーナーへ						
※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は 訂正する方はこちらをクリックしてください。						

① 株式等の譲渡所得等の『入力する』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制(入力項目の選択)」画面へ進みます。

4 金融・証券税制 (入力項目の選択)

次の画面が表示されますので、案内に従って入力を進めます。

金融・証券税制(入力項目の選択)



平成28年1月から、上場株式等の譲渡損失と通算することができるものに、上場株式の配当などのほか、国債の利子などが追加されました。

金融・証券税制の内容については、こちらをご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税 配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等配当所得上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座 (源泉徴収あり) のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- 特定口座(源泉徴収なし)での株式等の売却等がある方

2 「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

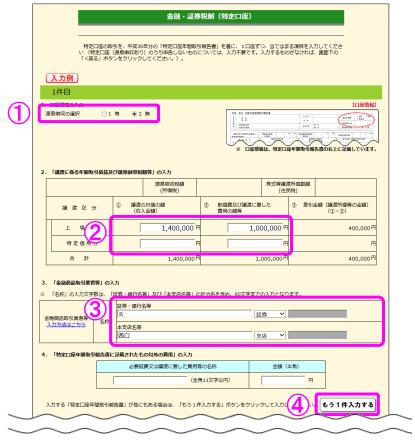
- → 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
- → 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方のうち、特定口座(源泉徴収あり)での 売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてくださ い。
- ① この事例では、上場株式等の配当等の受領はありませんので、「配当等がない」を選択します。

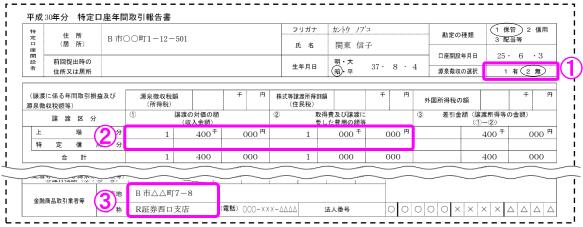
(「配当等がない」は選択された状態で初期表示されます。)

② この事例では、特定口座での株式等の取引がありますので『「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する』ボタンをクリックします。

5 金融・証券税制(特定口座)

ここでは、特定口座(源泉徴収なし)の取引について、金融商品取引業者等(証券会社など)から送付された「特定口座年間取引報告書」を基に入力します。





- ① 申告する特定口座の源泉徴収の有無を選択します。この事例では「2 無」を選択します。
- ② 金融商品取引業者等(証券会社など)から送付された特定口座年間取引報告書を基に、「譲渡の対価の額(収入金額)」及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」を入力します。
- ③ 「金融商品取引業者等」を入力します。
- ④ この事例では、申告する特定口座(源泉徴収なし)がもう1件ありますので、『**もう1件 入力する**』ボタンをクリックします。

もう1件、特定口座(源泉徴収なし)の入力を行います。 金融・証券税制(特定口座) 特定口座の取引を、平成30年分の「特定口座年間取引報告書」を基に、1口座ずつ、当てはまる項目を入力してください (特定口座 (原廃成成の) のうち申告しないものについては、入力不要です。入力するものがなければ、画面下の「〈戻る】ボタンをグリックレてください。〉。 ✔ 1件追加されました。次の1件を入力してください。 入力された内容は、画面下の入力結果一覧に表示されます。 入力例 2件目 源泉徴収の選択 ○1有 ●2無 口座情報は、特定口座年間取引報告書の右上に記載しています。 2. 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力 株式等譲渡所得割額 (住民税) 取得費及び譲渡に要した 費用の額等 ③ 差引金額(譲渡所得等の金額) (①-②) 譲 渡 区 分 譲渡の対価の額 (収入金額) 1.000.000 P 383,000 F 特定值 슴 計 617,000 F 《 「名称」の入力文字数は、「証券・銀行名等」及び「本支店名等」の区分名を含め、60文字までの入力となります。 証券・銀行名等 金融商品取引業者: × 支店 V 4. 「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」の入力 必要経費又は譲渡に要した費用等の名称 金額 (半角) 入力する「特定口座年間取引収告書」が他にもある場合は、「もう1件入力する」ボタンをクリックして入力してください。 **もう1件入力する** (8)源泉徴収税額 (所得税) 差引金額 (譲渡所得等の金額) 全融商品取引業者等 必要経費等 株式等譲渡 所得割額 (住民税) 配当割額 (住民税) 修正 R証券西口支店 400,000 証券東口支店 617,000 P

⑤ 申告する特定口座の源泉徴収の有無を選択します。この事例では「2 無」を選択します。

⟨ 5 (人力終了(次へ) >

- ⑥ 金融商品取引業者等(証券会社など)から送付された特定口座年間取引報告書を基に、「譲渡の対価の額(収入金額)」及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」を入力します。
- ⑦ 「金融商品取引業者等」を入力します。
- ⑧ 入力した項目が表示されますので、内容を確認します。

※ e-Taxにより申告する場合は、この画面を入力することで、「特定口座年間取引報告書」の提出を省略することができます。 (→詳しくはこちら)

⑨ 全ての入力が終わりましたら、『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

6 金融・証券税制(入力項目の選択)

「金融・証券税制(入力項目の選択)」画面に戻りますので、引き続き、入力を続けます。

金融・証券税制(入力項目の選択)



平成28年1月から、上場株式等の譲渡損失と通算することができるものに、上場株式の配当などのほか、 国債の利子などが追加されました。 金融・証券税制の内容については、こちら</u>をご覧ください。

株式等の譲渡所得等

株式等の「取引明細」などの内容を入力する方

特定口座 (源泉徴収あり・源泉徴収なし) 以外で株式等の売却等がある方はこちら

該当する項目にチェックした後、入力してください。

- □ 一般株式等の売却がある。
 - → 一般株式等とは
- ▼ 特定口座(源泉徴収あり・源泉徴収なし)以外で上場株式等の売却がある。
 → 上場株式等とは
 - □ 特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用がある。
 - → 特定管理株式等が価値を失った場合の特例とは
 - □ 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例の適用がある。 → 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例とは
- (2) 株式等の「取引明細」などの内容を入力する
- ① この事例では、特定口座以外での上場株式の取引がありますので、「特定口座(源泉徴収あり・源泉徴収なし)以外で上場株式等の売却がある」にチェックします。
- ② 上記①でチェックすると『株式等の「取引明細」などの内容を入力する』ボタンが灰色から緑色に変わりますので、クリックします。

7 金融・証券税制(上場株式等の譲渡・明細)

- 一般口座で売却した上場株式等の取引明細を入力します。
- ※ ご自分で作成された上場株式等の取引明細を提出される場合には、当画面の項目について入力の必要はありませんので、画面下の『**入力終了(次へ)>**』ボタンをクリックしてください。

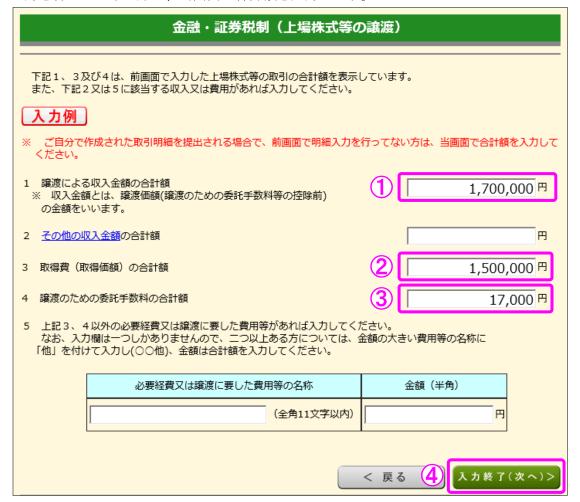
	金融・証券税制(上場株式等の譲渡・明細)							
	特定口座以外(一般口座)での上場株式等の譲渡について、取引明細を入力してください。 ※ 特定口座に係る取引は、入力しないでください。							
	ご自分で作成された取引明細を提出される場合には、入力の必要はありませんので、画面下の「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックし、次画面で取引内容の合計を入力してください。 この画面で入力を行う場合、次画面の「譲渡による収入金額の合計額」、「取得費(取得価額)の合計額」及び「譲渡のための委託手数料の合計額」、「、当画面で入力した合計額が反映されます。							
	入力例 金融商品取引業者等ごとに、「数量」、「歳渡による収入金額」、「取得費(取得価額)」及び「歳渡のための委託手数料」の合計を入力してください。							
	譲渡年月日 譲渡した株式等の銘柄 (領通日) (全角30文字以内) 譲渡による収入金額 取得費(取得価							
			数量	金融商品取引業者名・支店名 (全角28文字以内)	譲渡のための 委託手数料	取得年月日		
1		行 挿 入	平成30年		1,700,000	円 1,500,000		
		行削除	株 (口、円) 2,000	T証券南口支店	17,000	# 月 月 日 日 □ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上に わたって取得している。		
		直前行コピー	平成30年		H	PH PH		
		行 挿 入	株(口、円)		H	# 月 日 日		
		直前行コピー	平成30年		H	H		
		行 挿入	株(口、円)		В	▼		
		直前行コピー	平成30年		H	H		
		行挿入行削除	株(口、円)		H	# 月 日 日 □ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している。		
		直前行コピー	平成30年 7月 7日		H	H		
		行挿入	株(口、円)		H	# 月 日 日		
	î	≘it			円 1,700,000	円 1,500,000		
		it	株 (口、円) 2,000		円 17,000			
	入力する項目が複数ある場合は、「次ページへ」ボタンをクリックして入力してください。 前ページへ 次ページへ 1/ 1ページ < 戻る (

- ① 金融商品取引業者等ごとに「数量」、「譲渡による収入金額」、「取得費(取得価額)」及び「譲渡のための委託手数料」の合計等を入力します。
- ② 全ての入力が終わりましたら、『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

8 金融・証券税制(上場株式等の譲渡)

ここでは、「金融・証券税制(上場株式等の譲渡・明細)」画面で入力した収入金額などが表示されます。

※ ご自分で作成された上場株式等の譲渡の取引明細を提出される場合で、前画面で明細入力を行っていない方は、当画面で合計額を入力します。



- ① 「1 譲渡による収入金額の合計額」には、「金融・証券税制(上場株式等の譲渡・明細)」 画面で入力した「譲渡による収入金額」の合計額が表示されます。
- ② 「3 取得費(取得価額)の合計額」には、「金融・証券税制(上場株式等の譲渡・明細)」 画面で入力した「取得費(取得価額)」の合計額が表示されます。
- ③ 「4 譲渡のための委託手数料の合計額」には、「金融・証券税制(上場株式等の譲渡・明細)」画面で入力した「譲渡のための委託手数料」の合計額が表示されます。
- ④ 内容の確認が終わりましたら、『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

9 金融・証券税制 (入力項目の選択)

「金融・証券税制(入力項目の選択)」画面に戻ります。

金融・証券税制(入力項目の選択)



平成28年1月から、上場株式等の譲渡損失と通算することができるものに、上場株式の配当などのほか、 国信の利子などが追加されました。

国債の利子などが追加されました。 金融・証券税制の内容については、こちらをご覧ください。

株式等の譲渡所得等

株式等の「取引明細」などの内容を入力する方

特定口座(源泉徴収あり・源泉徴収なし)以外で株式等の売却等がある方はこちら

該当する項目にチェックした後、入力してください。

- □ 一般株式等の売却がある。
 - → 一般株式等とは
- ☑ 特定口座(源泉徴収あり・源泉徴収なし)以外で上場株式等の売却がある。
 - → 上場株式等とは
- □ 特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用がある。
 - ⇒ 特定管理株式等が価値を失った場合の特例とは
- □ 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例の適用がある。
 - → 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例とは

株式等の「取引明細」などの内容を訂正・削除

株式等の譲渡所得等

平成29年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

平成29年分の申告で、<u>上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか</u>?

(1)

はい いいえ

3 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方

「2 株式等の売却等・配当・利子等の入力」において、株式等の売却等が既に入力されています。 既に入力されている内容に誤りがない場合は画面右下の「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

「計算明細書」の内容を入力する

上場株式等の取引のうち特定□座(源泉徴収あり)での売却等がある方は、「特定□座年間取引報告書」の内容を併せて入力してください。 → 「特定□座年間取引報告書」の内容を入力する方はこちら



入力終了(次へ)>

- ① 「平成29年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「いいえ」を選択します。
- ② 入力が終わりましたら、『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。
 - ※『訂正・削除』ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

10 金融・証券税制 (株式等の譲渡所得等・計算結果確認 1)

入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認1)

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。 内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	1	Ħ	4,100,000円
	その他の収入	2	円	P
	小計 (①+②)	3	Ħ	4,100,000円
	取得費(取得価額)	4	Ħ	2,883,000円
必要経費又は譲渡に要し	譲渡のための委託手数料	(5)	Ħ	17,000円
必要経見Xは構成に安し た費用等		6	円	E.
	小計 (④から⑥までの計)	Ø	Ħ	2,900,000円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		8		P
差引金額(③-⑦-⑧)			Ħ	1,200,000円
特定投資株式の取得に要した金額の控除		10	Ħ	P
所得金額(⑨-⑩)		10	Ħ	1,200,000円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		12		P
繰越控除後の所得金額(⑪-⑫)			Pi	1,200,000円
			Z = z (1)	7th 50 6th 7 / Va - 1 2

< 戻る 1 確認終了(次へ)>

① 金額を確認し、**『確認終了(次へ)>**』ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額の入力」画面へ戻ります。

11 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力 入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。 ☑をクリックすると、項目についての説明が表示されます。 総合課税の所得 (単位:円) 入力・訂正 内容確認 入力内容から計算した所得金額 入力 有無 所得の種類 (2)から表示金額の説明を確認できます。) 事業所得(営業・農業) 🔏 2 入力する 不動産所得 🔐 2 入力する 利子所得 🕜 2 入力する 配当所得 🕜 入力する 2 給与所得 🕜 入力する 2 公的年金等 入力する 雑所得 🕜 2 その他 入力する 総合譲渡所得 🛭 入力する 2 一時所得 <table-cell> 入力する 2 2 ___ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 0 繰越損失控除後の金額が表示されています。 分離課税の所得 (単位:円) 入力・訂正 内容確認 入力内容から計算した所得金額 所得の種類 (2)から表示金額の説明を確認できます。) 土地建物等の譲渡所得 🛭 入力する 2 株式等の譲渡所得等 🕜 訂正・内容確認 0 2 上場株式等 1,200,000 上場株式等に係る配当所得等 🕜 2 入力する 先物取引に係る雑所得等 🕜 2 入力する 退職所得 🕜 2 入力する 決算書・収支内訳書作成コーナーへ ※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は く戻る 入力終了(次へ)> 訂正する方はこちらをクリックしてください。

※ 株式等の譲渡所得等の入力結果が表示されます。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、**『入力終了(次へ)**>**』**ボタンをクリックすると、生命保険料控除や住宅借入金等特別控除などの所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。